

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）（第一条関係）	1
○排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）（第二条関係）	13
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第三条関係）	15
○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（第四条関係）	16

改 正 案

現 行

（大気を汚染する物質）

（大気を汚染する物質）

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物質（同号に規定する揮発性有機化合物質をいう。）とする。

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物質（法第十九条の二十三第一項に規定する揮発性有機化合物質をいう。）とする。

（船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

（船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、廃プラスチック類とする。

2 (略)

2 (略)

3 前条第四項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

3 前条第三項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後、に貨物倉に残留するもの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）

- 一 熱しやく減量十五パーセント以下の状態にしたもの及び無機性のもの（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。）

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死

二 植物性のもの（木くずにあつては、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、又は切断したものに限り。）及び動物性のもの

三 生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限り。）

三 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4 別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、当該廃棄物

4 別表第三上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出方法に関する基準が同表第一号下欄に

を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 (略)

(船舶発生廃棄物)

第九条の二 法第十条の三第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 (略)

二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物）以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。）

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準

第九条の三 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

（船級協会等の登録の有効期間）

第十一条の八 法第十九条の十五第三項（法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、法第十九条の四十九第三項及び法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。

掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

5 (略)

(船舶発生廃棄物)

第九条の二 法第十条の三第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 (略)

二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油等以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。）

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準

第九条の三 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

（船級協会等の登録の有効期間）

第十一条の八 法第十九条の十五第三項（法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、法第十九条の四十九第三項及び法第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第十一条の九 法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域及び別表第五に掲げる北米海海域	(略)
二 (略)	(略)

第十一条の十一 法第十九条の二十一第二項の政令で定める基準は、無機酸を含まないこととする。

(削除)

(船舶において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の三十五の四第一項ただし書の政令で定める油等は、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものとする。ただし、第六号に掲げるものにあつては、同条第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

一〜六 (略)

(船舶発生油等の焼却の方法)

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第十一条の九 法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第四号に規定する北海海域及び別表第四に掲げる北米海海域	(略)
二 (略)	(略)

第十一条の十一 法第十九条の二十一第二項の政令で定める海域は、前条の表第一号に掲げる海域とする。

2 法第十九条の二十一第二項の政令で定める基準は、硫黄分の濃度が質量百分率四・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこととする。

(船舶において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二十六第一項ただし書の政令で定める油等は、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものとする。ただし、第六号に掲げるものにあつては、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

一〜六 (略)

(船舶発生油等の焼却の方法)

第十二条の二 法第十九条の三十五の四第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱引書に定められた事項を遵守してこれを行わなければならない。

第十二条の三 法第十九条の三十五の四第二項第一号の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域又は外国の港の区域のいずれにも属さない海域において、船舶に設置された原動機又はボイラーを用いて焼却することとする。

（海洋施設内において生ずる不要な油等）

第十五条 法第十九条の三十五の四第五項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における鉱物資源の掘採その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

（排他的経済水域等における適用関係）

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の十の表第一号中「無機酸」とあるのは「第二議定書（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）」によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書VI（以下「条約附属書VI」という。）第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。）が国籍を有する国の法令で船舶

第十二条の二 法第十九条の二十六第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱引書に定められた事項を遵守してこれを行わなければならない。

第十二条の三 法第十九条の二十六第二項第一号の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域又は外国の港の区域のいずれにも属さない海域において、船舶に設置された原動機又はボイラーを用いて焼却することとする。

（海洋施設内において生ずる不要な油等）

第十五条 法第十九条の二十六第五項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における鉱物資源の掘採その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

（排他的経済水域等における適用関係）

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の十の表第一号中「無機酸」とあるのは「第二議定書（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）」によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書VI（以下「条約附属書VI」という。）第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。）が国籍を有する国の法令で船舶において使用

において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの（以下「特定無機酸等」という。）と、同表第二号及び第十一号の十一中「無機酸」とあるのは「特定無機酸等」と、第十二号第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書VI第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 (略)

別表第二の二(第四条、第十一号の十関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず(次号上欄に掲げるものを除く。)	南極海域(海洋施設等周辺海域を除く。)のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること(以下「粉碎式排出方法」という。) ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 ハ 当該船舶の航行中に排出すること。
	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
	海洋施設等周辺海域(南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超	イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 国土交通省令で定め

される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの（以下「特定無機酸等」という。）と、同表第二号及び第十一号の十一第二項中「無機酸」とあるのは「特定無機酸等」と、第十二号第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書VI第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 (略)

別表第二の二(第四条、第九号の三、第十一号の十関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域(すべての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。 イ 灰の状態にして排出すること(以下「焼却式排出方法」という。) ロ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること(以下「粉碎式排出方法」という。)
	乙海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうちすべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法は、限定しない
二 紙くず、木くず、繊維く	甲海域	焼却式排出方法又は粉碎式排出方法により排出す

<p>二 食物くず（鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第四第二号において同じ）を含むな いものに限る。）</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>乙海域</p>	<p>甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。 イ 粉砕式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>乙海域</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>粉砕式排出方法により排出すること。</p>	<p>乙海域</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。 イ 粉砕式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>

<p>三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くずその他の廃棄物（前二号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>乙海域</p>	<p>排出方法は、限定しない</p>
<p>三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くずその他の廃棄物（前二号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>甲海域</p>	<p>排出方法は、限定しない</p>

乙海域

当該船舶の航行中に排出するもの。

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。
- 三 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 五 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
 - イ 北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域
 - ロ スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域
 - ハ 北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域
- 六 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 七 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

備考

- 一 この表において「甲海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 二 この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
 - イ 北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域
 - ロ スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域
 - ハ 北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域
- 五 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 七 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
 九 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

別表第三(第四条の二関係)

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ 最小限度にとどめて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
二 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物(前号上欄に掲げるものを除く。)	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。)	当該船舶の航行中に排出すること。
三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。

(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
 九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第三(第四条の二関係)

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物	A 海域	イ 比重一・二以上の状態にして排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこと。
二 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物のうち植物性のもの	A 海域	当該船舶の航行中に排出すること。
三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの(次号上欄に掲げるものを除く。)	B 海域	排出方法は、限定しない。
四 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの(生鮮魚及びその一部に限る。)	C 海域	排出方法は、限定しない。
三 号に掲げる廃棄物のうちその水質		

<p>四 第四条の二第一 項第三号に掲げる 廃棄物</p>	<p>南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。） 全ての海域（特定沿岸海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>五 第四条の二第一 項第四号に掲げる 廃棄物のうち特定 船舶の貨物倉の洗 浄水</p>	<p>バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>六 第四条の二第一 項第四号に掲げる 廃棄物のうち貨物 倉の洗浄水（前号 上欄に掲げるもの を除く。）</p>	<p>全ての海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>七 第四条の二第一 項第四号に掲げる 廃棄物のうち船体 の外側の洗浄水</p>	<p>全ての海域（海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>排出方法は、限定しない</p>
<p>八 第四条の二第一 項第四号に掲げる 廃棄物（前三号上 欄に掲げるものを</p>	<p>全ての海域（指定海域を除く。）</p>	<p>排出方法は、限定しない</p>

<p>が国土交通省令・環境省令で定める基準に適合しない貨物艙の洗浄水</p>	<p>D 海域</p>	<p>排出方法は、限定しない</p>
--	-------------	--------------------

除く。)

備考

- 一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域又は拡大カリブ海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。
- 二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。
- 三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。
- 四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。
- 五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。
- 六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 七 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 九 この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域をいう。
- 十 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第二号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第四（第九条の三関係）

廃棄物の区分

排出海域に関する基準

排出方法に関する基準

備考

- 一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。
 - イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域、ガルフ海域及び地中海海域
 - ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域
 - ハ 別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域
 - ニ 別表第二の二備考第九号に規定する海洋施設等周辺海域
- 二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。
 - イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域、ガルフ海域及び地中海海域
 - ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域
 - ハ 別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域
 - ニ 別表第二の二備考第九号に規定する海洋施設等周辺海域
 - ホ 第四号の環境大臣が指定する海域
- 三 この表において「C海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
 - イ 別表第二備考第二号に規定する特定沿岸海域
 - ロ 次号の環境大臣が指定する海域
- 四 この表において「D海域」とは、すべての海域（本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。）をいう。

（新設）

一 食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）

南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域

イ 粉碎式排出方法により排出すること。
ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。

甲 海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）

乙 海域

排出方法は、限定しない

二 食物くず（鳥綱に属する種の個体を含まないものに限る。）

甲 海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線

粉碎式排出方法により排出すること。

を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。	排出方法は、限定しない。
乙海域	

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する甲海域をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。
- 五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。
- 六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。
- 七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 八 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 九 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する乙海域をいう。

別表第五 (略)

別表第四 (略)

○排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係）
 第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。）第四条の二第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係）
 第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の政令で定める廃棄物は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。）第四条の二第一項の規定にかかわらず、輸送活動、漁ろう活動その他船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。）とする。
 2 特定外国船舶からの前項に掲げる廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、令第四条の二第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 令別表第三第二号上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち令別表第二の二に規定する海洋施設等周辺海域（以下単に「海洋施設等周辺海域」という。）以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
二 令別表第三第三号上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 貨物の積付けに用いるダンネージ、ライニング及び包装材料であつて浮遊性を有するもの	全ての国の領海の基線からその外側二十五海里以遠の海域のうち令別表第二の二に規定する海洋施設等周辺海域（以下単に「海洋施設等周辺海域」という。）以外の海域	排出方法は、限定しない。
二 生鮮魚及びその一部並びに汚水	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。
三 紙くず、木くず、繊維くず	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以	排出方法は、限定しない。

	域	ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
三 令別表第三第三号上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。
四 令別表第三第三号上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
五 令別表第三第三号上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	排出方法は、限定しない。
六 令別表第三第三号上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。
四 前三号上欄に掲げる物以外の廃棄物	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里以内の海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域</p> <p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超えない海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p> <p>前号下欄に掲げる排出方法により排出すること。</p> <p>イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。</p> <p>イ 令別表第二の二に規定する焼却式排出方法</p> <p>ロ 環境省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること。</p>
	<p>その他の可燃性の物（前二号上欄に掲げるものを除く。）</p>	

改 正 案

現 行

（海事局の所掌事務）

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六（略）

- 七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関すること。
- 八〇十五（略）

（安全基準課の所掌事務）

第一百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五（略）

- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七（略）

（検査測度課の所掌事務）

第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二（略）

- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六（略）

（海事局の所掌事務）

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六（略）

- 七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること。
- 八〇十五（略）

（安全基準課の所掌事務）

第一百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五（略）

- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七（略）

（検査測度課の所掌事務）

第一百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二（略）

- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六（略）

○標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）

改正案

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	一～二十四（略）	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
	二十五 船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成若しくは船舶保安規程の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保若しくは海洋汚染等の防止に	一（略）	一（略）	一（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

現行

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	一～二十四（略）	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
	二十五 船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成若しくは船舶保安規程の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保若しくは海洋汚染等の防止に係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船	一（略）	一（略）	一（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

（傍線の部分は改正部分）

<p>二十六〜三十 (略)</p>	<p>係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>二十六〜三十 (略)</p>	<p>級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	